耐 震 判 定 業 務 規 程

制定：平成25年10月1日

日本建築検査協会株式会社

第1章　総　則

（趣　旨）

第1条　この規程は日本建築検査協会株式会社（以下「JCIA」という。）が、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）（以下「耐震改修促進法」という。）第17条に基づく計画」の認定に係る建築物の耐震診断及び耐震改修計画等の判定に関する業務（以下「判定業務」という。）について、必要な事項を定める。

第2章　判　定

（基本方針）

第2条　判定業務は、耐震改修促進法、関連する法令及び基準等によるほか、当業務規程により、公正かつ適格に実施するものとする。

（評価事項）

第3条　判定業務は、次の事項に関して行う。

一.　耐震診断に関する事項

二.　耐震改修計画に関する事項

三.　その他建築物の耐震に関する事項

（評　価）

第4条　前条各号の判定は、JCIAが行う。

2　前項の判定は、第5条に掲げる判定委員会の議に付し行うものとする。

3　判定の要件は、第2条に掲げる基本方針に準じて別に定める。

第3章　判定委員会

（設　置）

第5条　第3条に掲げる判定事項について、耐震診断に関する専門的な見地から前条第3条に掲げる評価の要件への適合性を判断するため、耐震診断・耐震改修計画判定委員会（以下「判定委員会」という。）を設置する。

（構　成）

第6条　判定委員会は、JCIAが任命する別表1に掲げる委員を以って構成する。

2　委員会の委員構成は、第三者性が保たれ、設置者の意向に関せず公正に判定の判断がされるものとし、外部の学識経験者及び外部の実務経験者等の占める構成比が過半であることとする。

3　判定委員会の委員数は、委員長を含め5名以上とする。

（会　議）

第7条　判定員会の会議は委員長が召集する。

2　委員長は、会議の議長となり議事を整理する。

3　外部の学識経験者等である委員は、委員長を補佐し、その職務を代行することができる。

4　判定委員会の会議は、委員（委員長を含む）のうち、5名以上の出席がなければこれを開くことができない。

5　判定委員会の判定については、委員の合議により決定するものとする。

6　委員が自ら若しくは委員が所属する法人等が関わった案件については、委員は当該案件の審議には加わらないものとする。

7　会議は、原則として月1回の開催とする。

（任　期）

第8条　委員の任期は、隔年度末までの2年間とする。ただし、再任は妨げない。

（事務局）
第9条　判定委員会の事務局をJCIAに置く。

（専門部会）
第10条 議事を円滑に進めるため、判定委員会に詳細の審議を行う専門部会を設置する。
2　専門部会はJCIAが任命する別表1に掲げる委員から、第12条の判定申請を受け付けた事務局（以下「当該事務局」という。）が指名する2名を以って構成する。
3　専門部会は、当該事務局が申請物件ごとに召集する。
4　担当委員は、判定に必要な事項として別に定める項目について、判定委員会に報告するものとする。
5　再判定に係る専門部会の構成は、当初専門部会の構成を優先する。
6　委員は、自ら又は自らが所属する法人が設計、施工、工事監理、その他の制限業種（販売、建設工事請負、建築材料の製造及び供給）に係る業務を行う建築物にかかる判定を行わないこと。

第4章　判定の申請

（判定の申請）
第11条 判定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、判定（再判定）申請書に「耐震診断結果の概要書」または「耐震改修計画の概要書」を添えて、当該事務局を経由しJCIAに申請しなければならない。
2　当該事務局は、前項の申請があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、申請を受け付けるものとする。
　一.　申請者に記載すべき事項に不備があるとき
　二.　別に定める評価の対象としない建築物に該当するとき
　三.　耐震診断等の内容に重大な不備があるとき
3　申請者は、判定申請後に第1項の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに事務局に報告するものとする。

（耐震判定書の発行）
第12条 第4条1項の判定は、耐震判定書の交付をもって行う。

（再判定の申請）
第13条 判定を受けた者は、耐震判定書発行後に耐震改修計画の変更が生じた場合には、再判定を申請することができる。
2　前項の申請には、第11条及び第12条を適用する。

第5章　判定手数料

（判定手数料）
第14条 判定及び再判定に必要な手数料（以下「判定手数料」という。）は、次の費用に充てるものとして別に定める。
　一.　判定業務に要する経費
　二.　判定委員会の開催に要する経費
　三.　前各号に付帯する経費その他
2　判定手数料の納入方法は、原則として当該事務局が指定する金融機関への口座振込みとする。
3　前項により発生する振込み手数料は、申請者の負担とする。

（判定手数料の返還）
第15条 判定手数料は返還しない。ただし、第7条に規定する判定委員会開始前に申請を取り下げた場合には、納入した評価手数料の半額を返還する。

第6章　その他

（秘密保持義務）

第16条　判定委員及び事務局職員は、判定業務に関して、知り得た秘密を漏らし又は自己の利益のために使用してはならない。

（判定図書の保管）

第17条　判定の申請に係る図書（以下「判定図書」という。）は、当該事務局が適正に保管する。

2　前項の保管は、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じて電子計算機その他の機器を用いて明確に表示されるときは、ファイル又は磁気ディスク等の保存に代えることができる。

3　第1項の保管の保存期間は10年とする。

第18条　この業務規程に定めるもののほか、判定業務に必要な事項は、JCIAが別に定める。

（附則）

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

制定：平成25年10月　1日
改訂：平成26年　1月15日
改訂：平成26年　3月　1日
改訂：平成26年　4月　1日
改訂：平成26年　6月20日
改訂：平成29年　1月　4日
改訂：平成29年　8月　1日
改訂：平成30年12月　6日
改訂：平成31年 4月　1日
改訂：令和 3年　5月　1日
改訂：令和 3年 8月20日
改訂：令和 4年11月14日

別表1

令和 5年 5月 1日

耐震判定委員会 委員組織

委員会名	JCIA耐震判定委員会
設置者名	日本建築検査協会株式会社

区 分	氏 名	所 属 等	資 格 等	外部委員の区分
委員長	石橋 一彦	千葉工業大学 名誉教授	大学の建築工学に関する教授	○
委 員	藤本 利昭	日本大学 教授	大学の建築工学に関する教授	○
委 員	北嶋 圭二	日本大学 教授	大学の建築工学に関する教授	○
委 員	清水 泰	元日本大学 講師	大学の建築工学に関する講師	○
委 員	伊村 善郎	(株)ｲﾑﾗ設計事務所 代表取締役	構造設計一級建築士	○
委 員	小野田 秀男	(株)ｵﾑﾆ設計 専務取締役	構造設計一級建築士	○
委 員	鈴木 善彦	(株)善設計 代表取締役	構造設計一級建築士	○
委 員	三澤 淑典	(株)M-D＆C 代表取締役	構造設計一級建築士	○
委 員	宮澤 茂	日本建築検査協会(株) 主管	構造設計一級建築士	

外部委員	8名
内部委員	1名